

(3) 交通災害共済の取り扱い変更について

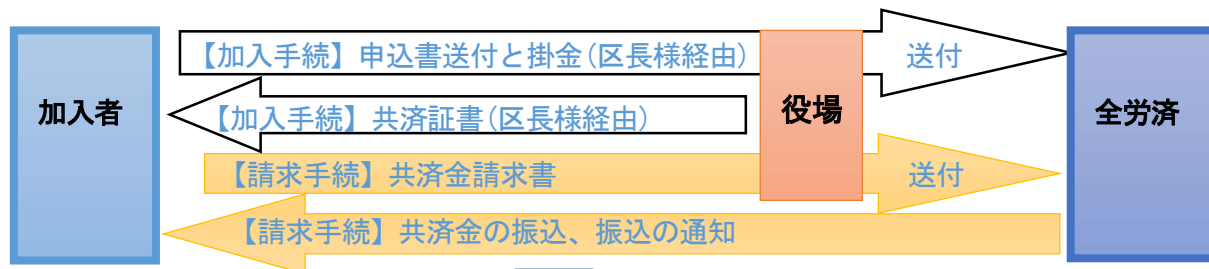
◎平成28年4月1日から取扱い窓口が役場から全労済へ変更

元受の全労済の都合により、加入申込みや共済金請求は、役場を経由するのではなく、個人が全労済で直接手続きをしていただくようになります。

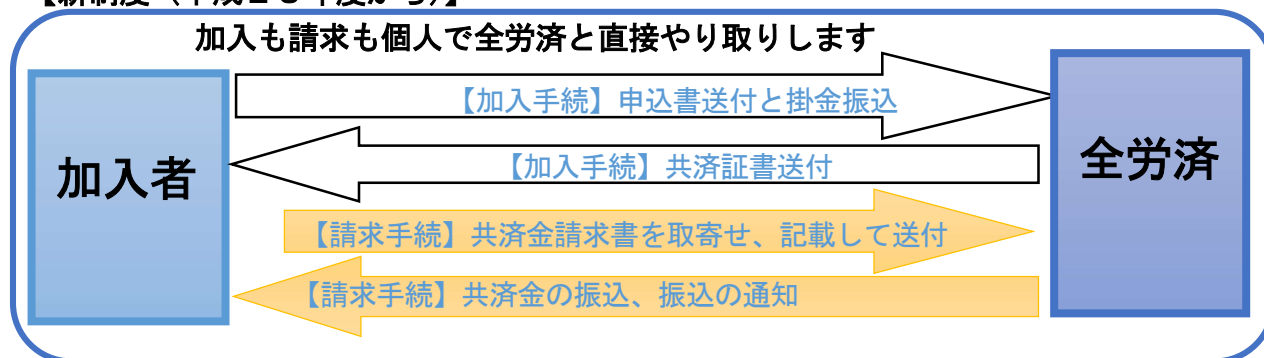
※集落の区長様による加入申込みの取りまとめはいたしません。

※役場では取扱いができません。役場からの補助金もありません。

【旧制度（平成27年度まで）】



【新制度（平成28年度から）】



継続加入手続き方法 … 2月中に全労済から加入者に継続申込書が直接送付されます。

継続して加入される方は全労済へ申込みと掛金の振込みをしてください。

新規加入の手続き方法 … 全労済にある加入申込書を取寄せて手続きしてください。

共済金の請求手続き方法 … 全労済にご連絡ください。

【問合せ先】 交通災害共済の申込み先及び保険請求先

全労済 西部支所 電話 22-4133 FAX34-6072

〒683-0067 米子市東町189番地2

全労済の窓口へ出かけて手続きをするか、

又は 電話連絡し、書類の郵送等で手続きをすることになります。

【役場から取扱い変更の周知方法】

- ・ 広報2月号に掲載、伯耆町有線テレビ文字放送と防災無線は3月に放送します。

お手数ですが、住民の方々への周知にご協力ください。

担 当：企画課 経営企画室 角田(ツタ)美幸

電 話：68-4212 ファックス：68-3866

メール：keieikikaku@houki-town.jp